

備北地域保健対策協議会専門部会設置運営要綱

第1条 備北地域保健対策協議会（以下「協議会」という。）規約第12条の規定による専門部会（以下「部会」という。）の設置，運営は，協議会規約に規定するもののほか，この要綱の定めるところによる。

第2条 協議会会長（以下「会長」という。）は，必要に応じて，名称，目的を定めて部会を設け，必要事項について協議する。

第3条 部会は，会長が委嘱した委員をもって構成する。

第4条 部会にそれぞれ部会長を置く。

2 部会長の選出は，委員の互選による。

3 部会長は，部会を代表し，会務を総括する。

4 部会長に事故あるときには，部会長があらかじめ指名する委員が，その職務を代行する。

第5条 部会は，部会長が召集し，議長となる。

2 部会長は，会長の要請があれば，速やかに部会を召集しなければならない。

第6条 部会長は，部会において処理及び協議決定した事項について，会長に報告するものとする。

2 部会長は，会長の要請があれば，処理及び協議事項について，中間報告をしなければならない。

第7条 部会が廃止されるとき，部会長は記録等すべての事務を会長に引き継ぐものとする。

第8条 前各条に定めるもののほか，部会の運営に必要な事項は，その部会において定めるものとする。

附 則

1 この要綱は，平成9年8月28日から施行する。

2 平成13年12月13日規約の一部を改正し，同日から施行する。

